

二宮町附属機関等が開催する会議の公開に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、二宮町町民参加活動推進条例（平成18年二宮町条例第3号。以下「条例」という。）第10条に規定する二宮町附属機関及びこれに類するもの（以下「附属機関等」という。）が開催する会議の公開について、必要な事項を定めることで、町民に透明かつ公正な会議の運営を図るとともに、行政運営の透明性の向上を図り、町民との相互信頼に基づく町政の推進に資することを目的とする。

(会議開催の周知)

第2条 附属機関等の庶務を担当する課等の長（以下「庶務担当課長」という。）は、会議を開催するに当たり、当該会議開催の概ね1週間前までに、町のホームページへの掲載その他適切な方法により、次の各号に掲げる事項を周知するものとする。ただし、予め会議を非公開で行うことを決定しているとき及び緊急に会議を開催する必要があるときは、この限りでない。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催の日時
- (3) 開催の場所
- (4) 議題
- (5) 傍聴を認める者の定員
- (6) 傍聴手続
- (7) 問い合わせ先
- (8) その他必要な事項

(会議公開の方法等)

第3条 附属機関等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行うこととし、原則として次の各号のとおりとする。

- (1) 傍聴を認める者の定員を会議の開催場所等に応じて定めることとし、会場に一定の傍聴席を設けるものとする。
- (2) 会場入り口に受付名簿（第1号様式）を備え、傍聴の受付は、会議開催時刻の15分前から開始し、会議開始をもって終了する。この場合において、途中入室は認めないものとする。
- (3) 傍聴を希望する者が定員を超えたときは、先着順により傍聴を認める者

を決定するものとする。ただし、受付を開始した時点で傍聴を希望する者が定員を超えている場合は、抽選により決定するものとする。

- (4) 庶務担当課長は、会議資料（二宮町情報公開条例（平成21年二宮町条例第26号。以下「情報公開条例」という。）第5条第1項各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）が記載されている部分を除く。以下同じ。）を閲覧に供し、会議終了後は回収するものとする。ただし、資料が貴重、高額、大量であるなどの理由により、会議資料を閲覧に供することができない場合については、審議事項が分かる資料の提供をもって、これに代えることができる。
- (5) 庶務担当課長は、会議が公正かつ円滑に行われるよう、第5条に定める遵守事項を記載した「傍聴者の遵守事項」（第2号様式）を傍聴者に配布すること等により、会議場内の秩序の維持に努めなければならない。

（傍聴の制限）

第4条 附属機関等は、前条の規定にかかわらず、次の各号に該当する者について、傍聴を制限することができる。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのあるものを携帯している者。
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕類又は太鼓等楽器類を携帯している者。
- (3) 酒気を帯びていると認められる者。
- (4) その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な行動が認められる者。

（傍聴者の遵守事項）

第5条 傍聴者は、傍聴席において次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 発言、私語、談話、拍手等をしないこと。
- (2) 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。
- (3) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (4) 会議の会場において撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。
ただし、会議開始前に附属機関等の長の許可を得た者はこの限りでない。
- (5) 会議の前後においても静穏を害する行為をしないこと。
- (6) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (7) 携帯電話及びスマートフォン等の電源を切る、又はマナーモードに設定すること。
- (8) 係員の指示に従うこと。
- (9) その他会議の妨害となるような挙動をとらないこと。

（傍聴者の退場）

第6条 附属機関等の長は、前条による必要な指示をしたにも関わらず、指示

に従わない傍聴者を退場させることができる。

(会議資料の写しの交付に要する費用)

第7条 第3条第4号において閲覧に供された会議資料の写しの交付を受けようとする者は、情報公開条例第11条第2項により、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(会議録の作成及び公表)

第8条 庶務担当課長は、附属機関等の会議終了後、速やかに会議録を作成し、町ホームページへの掲載その他適切な方法により公開するよう努めなければならない。ただし、非公開情報が記載されているものは、この限りでない。

2 会議録には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催の日時及び場所
- (3) 出席者
- (4) 議題
- (5) 会議内容の要旨
- (6) その他必要な事項

(会議の非公開)

第9条 附属機関等の会議は、次の各号のいずれかに該当する場合、条例第10条ただし書の規定に基づき公開しないことができる。

- (1) 法令又は条例等の規定により、会議が非公開とされているとき
- (2) 非公開情報に該当すると認められる事項について審議等を行うとき
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められるとき
- (4) その他会議の円滑な運営に支障があると認められるとき

2 前項の非公開の決定は、附属機関等の長が当該会議に諮って行うものとする。

3 附属機関等は、会議を公開しないことを決定した場合には、その理由を明らかにしなければならない。

4 附属機関等が会議を公開しないことを決定した場合には、その会議録についても非公開とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めのない事項は、附属機関等の長が当該会議に諮って、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。